

防衛省組織令等の一部を改正する政令案参照条文 目次

○ 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百十号) (抄)	1
○ 自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号) (抄)	1
○ 防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号) (抄)	1
○ 防衛省組織令(昭和二十九年政令第七十八号) (抄)	1
○ 自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第七十九号) (抄)	2
○ 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令(昭和二十七年政令第三百六十八号) (抄)	4

○ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）（抄）

（内部部局の職）

第二十一条（略）

2・3（略）

4 官房、局若しくは部（実施庁に置かれる官房及び部を除く。）又は委員会の事務局には、その所掌事務の一部を総括整理する職又は課（課に準ずる室を含む。）の所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する職で課長に準ずるものを置くことができるものとし、これらの設置、職務及び定数は、政令でこれを定める。官房又は部を置かない庁（実施庁を除く。）にこれらの職に相当する職を置くときも、同様とする。

5（略）

○ 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）（抄）

（定義）

第三十条の二 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～六（略）

七 管理隊員 防衛省本省若しくは防衛装備庁の内部部局の課長の官職又はこれに準ずる官職であつて政令で定めるもの（以下「管理職」という。）を占める自衛官以外の隊員をいう。

2（略）

○ 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）（抄）

（俸給の特別調整額）

第十一条の三 管理又は監督の地位にある職員の官職のうち政令で指定するものについては、その特殊性に基き、俸給月額につき、政令で適正な特別調整額を定めることができる。

2（略）

○ 防衛省組織令（昭和二十九年政令第七十八号）（抄）

（電子音響調達官の職務）

第二百七条 電子音響調達官は、次に掲げる事務（輸入調達官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一～四（略）

- 五 電波器材等の調達に関する仕様書（防衛大臣の定めるものに限る。）の作成に関すること。
- 六 九（略）
- 十 電波器材等の試作品の検査の実施に関すること。
- 十一 電波器材等の調達品の品質試験に関すること。

（艦船調達官の職務）

第二百八条 艦船調達官は、次に掲げる事務（輸入調達官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

- 一（略）
- 二 船舶等及び船舶等に関する役務に関する契約の相手方及び契約方法の決定その他契約の締結に関すること。
- 三 船舶等及び船舶等に関する役務に関する契約の履行の促進に関すること。
- 四 船舶等及び船舶等に関する役務に関する契約に伴う証明に関すること。
- 五 船舶等の調達に関する仕様書（防衛大臣の定めるものに限る。）の作成に関すること。
- 六 船舶等及び船舶等に関する役務の調達に関する仕様書（前号に規定するものを除く。）の検討に関すること。
- 七 船舶等及び船舶等に関する役務の調達に関する予定価格の作成及び原価監査並びに価格に関する情報の収集整理に関すること（調達管理部の所掌に属するものを除く。）。
- 八 船舶等及び船舶等に関する役務の調達に関する業務の連絡調整に関すること。
- 九 船舶等及び船舶等に関する役務に関し、地方防衛局が行う検査等の総括に関すること。
- 十 船舶等の試作品の検査の実施に関すること。
- 十一 船舶等の調達品の品質試験に関すること。

○ 自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）（抄）

（課長の官職に準ずる官職）

第五十一条の六 法第三十条の二第二項第七号に規定する政令で定める官職は、次に掲げる官職とする。

- 一 米軍再編調整官
- 二 参事官
- 三 訟務管理官
- 四 施設整備官

- 五 提供施設計画官
- 六 施設技術管理官
- 七 服務管理官
- 八 衛生官
- 九 プロジェクト管理総括官
- 十 革新技術戦略官
- 十一 調達総括官
- 十二 総務官
- 十三 人事官
- 十四 会計官
- 十五 監察監査・評価官
- 十六 装備開発官
- 十七 艦船設計官
- 十八 装備保全管理官
- 十九 事業計画官
- 二十 事業監理官
- 二十一 装備技術官
- 二十二 技術計画官
- 二十三 技術振興官
- 二十四 技術連携推進官
- 二十五 原価管理官
- 二十六 企業調査官
- 二十七 需品調達官
- 二十八 武器調達官
- 二十九 電子音響調達官
- 三十 艦船調達官
- 三十一 (略)

- 三十二 航空機調達官
- 三十三 輸入調達官
- 三十四 前各号に掲げる官職に準ずる官職として防衛大臣が定める官職

○ 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）（抄）
 （俸給の特別調整額）

第八条の三 法第十一条の三第一項に規定する政令で指定する官職は、別表第三の上欄に掲げる組織の区分に応じそれぞれ同表の中欄に掲げる官職とする。

255 (略)

別表第三（第八条の三関係）

組織の区分	官職	種別
本省内部部局	官房長 局長 局次長 政策立案総括審議官 衛生監 施設監 報道官 公文書監理官 サイバーセキュリティ・情報化審議官 審議官 米軍再編調整官 参事官 課長 訟務管理官 施設整備官 提供施設計画官	一種

<p>海上幕僚監部</p>	<p>陸上幕僚監部</p>	<p>統合幕僚監部</p>	
<p>首席衛生官 首席会計監査官 首席法務官 監察官 課長 副部長 部長 海上幕僚副長</p>	<p>警務管理官 法務官 監察官 課長 部長 陸上幕僚副長</p>	<p>統合幕僚学校長 首席後方補給官 首席法務官 報道官 参事官 課長 副部長 部長 總括官 統合幕僚副長</p>	<p>施設技術管理官 服務管理官 衛生官</p>
<p>一種</p>	<p>一種</p>	<p>一種</p>	

航空群司令部	海上訓練指導隊群司令部	護衛隊群司令部	掃海隊群司令部	潜水艦隊司令部	航空集団司令部	護衛艦隊司令部	自衛艦隊司令部	旅団司令部	師団司令部	方面総監部	陸上総隊司令部	航空幕僚監部
航空群司令	海上訓練指導隊群司令	護衛隊群司令	幕僚長 掃海隊群司令	幕僚長 潜水艦隊司令官	幕僚長 航空集団司令官	幕僚長 護衛艦隊司令官	幕僚長	幕僚長 副旅団長	幕僚長 副師団長	幕僚長	幕僚長	航空幕僚副長 部長 課長 科学技術官 監理監察官 首席法務官 首席衛生官
一種	一種	一種	一種	一種	一種	一種	一種	一種	一種	一種	一種	一種
									二種（防衛大臣の定める者にあつては、一種）			

潜水隊群司令部	潜水隊群司令		一種
艦隊情報群司令部	艦隊情報群司令		一種
海洋業務・対潜支援群司令部	海洋業務・対潜支援群司令		一種
開発隊群司令部	開発隊群司令		一種
地方総監部	地方総監 幕僚長		一種
教育航空集団司令部	教育航空集団司令官 幕僚長		一種
教育航空群司令部	教育航空群司令		一種
練習艦隊司令部	練習艦隊司令官		一種
通信隊群司令部	通信隊群司令		一種
航空総隊司令部	航空総隊副司令官 幕僚長		一種
航空支援集団司令部	航空支援集団副司令官 幕僚長		一種
航空教育集団司令部	航空教育集団司令官 幕僚長		一種
航空開発実験集団司令部	航空開発実験集団司令官 幕僚長		一種
航空方面隊司令部	航空方面隊司令官 幕僚長		一種
航空団司令部	航空団司令 航空団副司令		一種 二種
警戒航空団司令部	警戒航空団司令		一種
航空救難団司令部	航空救難団司令		一種
航空戦術教導団司令部	航空戦術教導団司令		一種
飛行教育団司令部	飛行教育団司令	二種（防衛大臣の定める者にあつては、一種）	一種

	飛行開発実験団司令部	飛行開発実験団司令	一種
	航空警戒管制団司令部	航空警戒管制団司令	一種
	自衛隊情報保全隊本部	自衛隊情報保全隊司令	一種
	自衛隊サイバー防衛隊本部	自衛隊サイバー防衛隊司令	一種
	陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の学校	校長	一種
	陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の補給処	副校長	三種（防衛大臣の定める者にあつては、一種又は二種）
	自衛隊地方協力本部	地方協力本部長	二種（防衛大臣の定める者にあつては、一種又は二種）
	教育訓練研究本部	教育訓練研究本部長	一種
	補給統制本部	補給統制本部長 副本部長	一種
	海上自衛隊及び航空自衛隊の補給本部	補給本部長	一種
	自衛隊体育学校	校長	一種
	自衛隊中央病院	副校長	二種
	自衛隊地区病院	病院長 副院長	一種
	防衛監察本部	副監察監 課長 統括監察官	三種（防衛大臣の定める者にあつては、一種、二種又は四種） 二種（防衛大臣の定める者にあつては、一種）
	地方防衛局	次長 地方防衛局長	一種

(略)

(略)

<p>(略)</p> <p>本省内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、自衛隊の部隊及び機関、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに防衛装備庁</p>	<p>装備開発官</p> <p>防衛大臣の定める官職</p>	<p>二種（防衛大臣の定める者にあつては、一種）</p> <p>防衛大臣の定める種別</p>
<p>備考 この表において「種別」とは、管理又は監督の地位にある職員が占める官職を当該管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高いものから順に一種から五種（自衛官にあつては、四種）までに区分したものをいう。</p>		